

第 二 種 特 別 加 入 保 険 料 率 表 (案)

(平成 2 1 年 4 月 1 日改定予定)

事業又は作業の種類 の 番号	事 業 又 は 作 業 の 種 類	第二種特別加入保険料率	
		現行	改定案
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	1 0 0 0 分の 1 4	
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	1 0 0 0 分の 2 0	1 0 0 0 分の 1 9
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	1 0 0 0 分の 4 6	
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	1 0 0 0 分の 5 1	1 0 0 0 分の 5 2
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	1 0 0 0 分の 6	1 0 0 0 分の 7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	1 0 0 0 分の 1 2	1 0 0 0 分の 1 3
特 7	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械従事者）	1 0 0 0 分の 5	
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	1 0 0 0 分の 6	1 0 0 0 分の 5
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	1 0 0 0 分の 1 7	1 0 0 0 分の 1 6
特 1 0	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	1 0 0 0 分の 6	1 0 0 0 分の 7
特 1 1	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	1 0 0 0 分の 1 7	
特 1 2	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	1 0 0 0 分の 4	
特 1 3	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	1 0 0 0 分の 1 8	
特 1 4	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	1 0 0 0 分の 6	1 0 0 0 分の 5
特 1 5	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	1 0 0 0 分の 8	1 0 0 0 分の 9
特 1 6	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	1 0 0 0 分の 5	1 0 0 0 分の 4
特 1 7	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者）	1 0 0 0 分の 7	1 0 0 0 分の 6

第 三 種 特 別 加 入 保 険 料 率 (案)

(平成 2 1 年 4 月 1 日改定予定)

対 象	第三種特別加入保険料率	
	現行	改定案
海外で行われる事業に派遣される労働者等	1 0 0 0 分の 5	1 0 0 0 分の 4

注) 改定案が空欄の事業については改定は行わない。